

京都消費者契約ネットワーク 様

平成19年3月26日

平成18年10月30日付の申入書の回答です。

1. エムロードメンバーズ規約6条3項の件  
(不正を防ぐ為で、実行を目的としたものではなく、  
弁護士に相談の結果問題なしとの見解を得ております。)
2. エムロードメンバーズ規約7条1項の件  
(プロフィール制作費は抹消しております。)

株式会社エムロード  
山 名 健 二